



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ICD-11の適用に伴う精神障害の認定基準の
対象疾病名に関する検討会

第2回（令和8年8月27日）

資料 1

ICD-11の適用に伴う 労災補償における精神障害の対象疾病等について

厚生労働省 労働基準局
補償課 職業病認定対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第2回検討会の論点①、②（対象疾病等について）

第1回検討結果

- ① 対象疾病をICD-11に基づき整理した場合であっても、精神障害の発病に至る原因の考え方については、現行認定基準が依拠している「ストレス－脆弱性理論」によることが医学的に妥当と言えるか。
⇒ICD-11に基づき整理する場合であっても、「ストレス－脆弱性理論」によることが医学的に妥当。
- ② 対象疾病については、ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達の疾患群」に分類される精神疾患を基礎として、その内容を検討していくこととしてよいか。
⇒ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達の疾患群」に分類される精神疾患を基礎として検討する。
その中で労働と相当因果があって発病し得る疾患として、ICD-10のF2、F3、F4に相当するような疾患や、ICD-11で新たに加わったもので労働との相当因果があるものを個別に検討する。
- ③ その際、ICD-10第V章「精神及び行動の障害」のF2からF4までに分類される精神障害であって、ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達 of 疾患群」に分類される精神疾患に含まれないものも対象疾病とすることでよいか。
⇒ ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達 of 疾患群」に分類される精神疾患に含まれないものについては、対象疾病について個別に検討する。



第2回検討会の論点①、②

- ① 上記①から③の検討結果を踏まえ、対象疾病をICD-11に基づき整理した場合であっても、「ストレス－脆弱性理論」に係る現行検討会報告書の考え方を維持することでよいか。
- ② 対象疾病は、ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達 of 疾患群」に分類される精神疾患を基本とし、
 - ・業務に関連して発症する可能性がある精神障害を主にICD-11第6章のどの疾患群とするか
 - ・対象疾病から除くものはあるかについては、ガイドライン発行後に検討するということによいか。

論点③について

第2回検討会の論点

③ ICD-11第6章「精神、行動又は神経発達の疾患群」に分類される精神疾患に含まれないもので、対象疾病とするものはあるか。

第6章に分類される精神疾患に含まれないものを対象疾病とする場合は、以下のとおりでよい。

・「ストレス－脆弱性理論」に当てはまるか

⇒ 具体的には、診断の考え方（廃止されたものは除く）、第6章から除外された理由、これまでの支給決定事例、ICD-11において対象疾病と整理することができるか（精神疾患に付随する疾患といえるか等）、などから検討してはどうか。

【主な第6章から除外された疾患及び理由】

◎F43.0急性ストレス反応→QE84急性ストレス反応

（除外理由）ICD-10の急性ストレス反応は、時期の規定は形式的には1か月程度までを認めているが、主としてトラウマ的出来事後の2、3日程度の急性期の一過性の症状を意図したものであった。こうしたトラウマ的出来事直後の反応は自然に軽快することも多く、正常反応の医学化を抑制するというICD-11の方針に従って、「急性ストレス反応」は精神疾患（第6章）から除外され、第24章「健康状態に影響を及ぼす要因又は保健医療サービスの利用」に移された。

◎F51.0非器質性睡眠障害→7A00-7A02不眠症群

（除外理由）睡眠関連の病態が精神疾患から独立して第7章「睡眠・覚醒障害群」にまとめられた。

ICD-10のF51.0「非器質性不眠症」等、精神科領域で睡眠に関連する診断を使用される一方、G47.3「睡眠時無呼吸」やG47.4「ナルコレプシー」等は、神経系の疾患として分類されてきたが、ICD-11では全て睡眠と覚醒に関連するものとしてカテゴライズされた。

◎F48.0神経衰弱→ICD-11から削除

（除外理由）我が国を含めた欧米諸国では現在まれにしか使用されていないこと、DSM-IVにないこと、身体表現性障害や性機能不全とオーバーラップすることや診断の長期的安定性が低いこと。

※1 除外理由は、精神神経学雑誌等を参考に事務局において作成

※2 これまでの支給決定事例に係る資料は、個人情報を含むため非公開

※3 上記の主な第6章から除外された疾患以外で、これまでに支給決定事例がある疾患については、改めて検討を行う